

秋の火災予防運動は11月9日から11月15日まで 『忘れてない? サイフにスマホに 火の確認』

火災が発生しやすい季節を迎えることから、火の取り扱いには十分注意しなければなりません。

家庭や地域ぐるみで防火に努めま しょう。

住宅防火7つのポイント

- ①寝たばこは絶対やめる。
- ②ストーブは燃えやすいものから離れ た位置で使用する。
- ③ガスこんろなどのそばを離れる時は 必ず火を消す。
- ④逃げ遅れを防ぐために住宅用火災警 報器を設置する。
- ⑤寝具やカーテンからの火災を防ぐた め防炎品を使用する。
- ⑥火災を小さいうちに消すために住宅 用消火器などを設置する。
- ⑦お年寄りや身体の不自由な方を守る ために隣近所の協力体制をつくる。

たんぽぽ保育園の皆さんが旧バロー 高山ショッピングセンター (岡本町3 丁目) で、火災予防啓発キャンペーン を行います。

日時 11月12日(月) 10:00~11:30(うち30分程度・荒天中止)

(問合) 消防本部予防課 ☎32-3027



田中志保さん(松倉中2年生)高山市教育長賞

講座・講習会

市民の方を対象とした普通 救命講習会

いざというときに備えて応急手当の 知識・技術の向上のために受講しませ んか。

(対象) 中学生以上の市民の方

日時 12月6日休 9:00~12:00

場所)高山消防署(桐生町3)

(定員) 20人(超えた場合は、日程変更をお願いすることがあります)

参加料 無料

申込 12月4日似までにTEL・HP ※団体申込も随時受け付けていますので、最寄りの消防署にお気軽にお問い合わせください。

問合 高山消防署上宝分署 ☎0578-89-0119 広報ID 1009658

おむつまたはストマ用装具使用者(要介護高齢者および障がい者世帯、子育て世帯)のみなさんへ 無料 可燃ごみ 処理 巻を追加配付

紙おむつが必要な高齢者や障がい者を介護していたり、紙おむつを使用している子どもを養育する世帯などで「可燃ごみ処理券」が不足する世帯を対象に追加配付しています。希望される方は窓口で手続きしてください。

支援区分内容	高齢者	障がい者		子ども
対象世帯	紙おむつを常時使用している 高齢者がいる世帯	紙おむつを使用している 65歳未満の障がい者が いる世帯	ストマ用装具を 使用している方が いる世帯	紙おむつを使用 している子どもが いる世帯
配付条件	年度初めに配付された一般家庭用の可燃ごみ処理券を使いきっていること			
配付回数 ※紙おむつ使用者 1人につき	年間2回を限度 ※2回目の追加配付には、1回目の追加配付のごみ処理券を使いきっていることが条件			年間1回
配付数量	1回につき20枚(2シート) ※年間2回で40枚が限度			20枚(2シート)
必要書類	申請書(※おむつを使用していることの証明が必要) 申請書、身体障害者手帳			申請書
	※申請書は下記の窓口にあります			
手続き	申請書におむつを使用していることの 証明(民生児童委員、ケアマネジャー または、地域包括支援センター職員の 署名・押印)のほか、必要事項を記入の うえ提出	申請書におむつを使用していることの証明(市職員、関係機関の署名・押印)のほか、必要事項を記入のうえ提出	申請書に必要事項を記入 のうえ、身体障害者手帳 を提示して提出	申請書に必要事項を記入のうえ提出
申込・問合先	高年介護課 ☎35-3178	福祉課 ☎35-3356		子育て支援課 ☎35-3140
	※各支所地域振興課でも申し込みいただけます			